

(政策企画部)

【市民意識調査について】

(質問)

豊中市では、総合計画の進行管理や評価を行う際に、市民の意識など指標化に必要なデータを収集する目的で2年に1度、市民意識調査を実施されています。また、各部局、各課でも、様々な市民意識調査やアンケートを実施されていると思います。市民意識調査をはじめアンケートなどをする上で、重要視されるべきことの一つに回答率があるかと思いますが、回答率を上げる工夫として、これまでどのような取組みをされてきたでしょうか。参考までに、平成25年度実施された市民意識調査の回答率について教えてください。

<答弁>

平成23年度の市民意識調査においては、第3次総合計画後期基本計画に基づく66施策の重要度・満足度を問う設問について、「わからない」と回答される方が多かったです。これは、総合計画の施策名を基に質問を設定したことから、回答者にとって実感しにくく、回答しづらいことが要因の一つとして考えられます。このことから、平成25年度の市民意識調査では、調査票に写真やキャプションをくわえ、施策の取組み内容を伝えられるよう工夫を行いました。その結果、「わからない」と回答された人の割合は1.5%減少しました。一方、回答率については、平成25年度実施分で27.8%という結果となりましたが、標本数としては、2211件と調査に必要とされる数を十分満たしており、統計学的に十分説明できるものと考えております。

(質問)

回答率を上げる手段として、デジタル媒体の活用が考えられると思いますが、これまで、市で行ってきた市民意識調査は基本的に手書きによる回答で、回答用紙を郵送する手法を取られてきたと思います。回答者(市民)の負担を軽減し、とりわけ若い世代の回答率を高めていくためには、パソコンや携帯、スマートフォンなどからでも回答できるような工夫が必要ではないかと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市の意識調査では、現在、郵送による方法のみを採用しております。ご指摘のようにネットを併用した場合、同一人物の方が郵送とネット双方で回答が可能となり、サンプルの無作為抽出性を損なってしまいます。また、このことにより、虚偽、代理などの不正回答の可能性が高まるなど、整理すべき課題が多いと考えております。以前、政策評価制度における意識調査の実施にあたり、調査方法について、有識者のご意見を伺ったところ、「ネット調査については利便性がある一方で、種々課題も多く、当該制度の運用にあたり、統計学的にも保証されるべき手法が望ましいのではないか」とのアドバイスを頂いた。また、急速に情報機器は発展・普及している一方で、市民には活用されていない方も多くいらっしゃることも考慮し、最終的に現行の手法を採用することとしました。ネットを利用した調査については、民間のみならず公的機関において、その調査目的や内容に応じて活用されている状況であり、必ずしも否定すべきものではないと考えております。本市の評価制度の調査にあたっては、まずは調査の信頼性を維持することを基本としながら、あらゆる年代の方から、

より多くの 回答を頂けるよう、改めて、審議会での意見も聞きながら研究・工夫します。

(意見・要望)

市民の意識を調査、把握するために行われているはずの市民意識調査ですが、現状30%に満たない回答率でありながら、回答率の向上が大きな課題とは考えていないとの市の感覚自体に、私は大きな課題があると思います。調査に必要な回答数を満たしているので問題ないようなご答弁がありました。そうであれば、事前に伺ったところによると、必要とされる標本数は、1100件ほどとのことですので、現在、8000人に調査票を送っておりますが、標本数としては十分すぎますので、調査票の送付数をもっと減らして、予算の削減を考えられたら良いのではないのでしょうか。一方で、調査票の送付は、単に意識調査を目的として行っているだけではなく、総合計画を知って頂く目的でも送っているため、8000人もの方に送っているそうです。たとえても、意識調査に回答していない8割弱の方々に対して、市は追跡調査などを一切しておらず、周知目的がどの程度達成されているのか全く分からないまま、いわば、一方的に送って満足している状態です。単に一定の標本数を確保すれば良いだけであれば、調査票の送付数を減らして予算の削減につなげればよいと思いますし、周知目的も兼ねているというのであれば、回答されない方に対する実態調査を行うべきではないかと意見しておきます。どちらにしても、市民意識調査を実施して、回答率が30%にも満たないことに対し、大きな課題とは考えていないという意識は問題ではないかと思えます。

また、デジタル媒体の活用についても他市の事例等を挙げながら、全くそっけない回答でしたが、社会的にデジタル化が急速に進み、実際の市民生活においても、老若男女問わず、パソコン、携帯、スマートフォン利用者は増え、インターネット普及率も増加し続けています。そんな中、より回答しやすい工夫が必要とのご答弁がありましたが、デジタル媒体の活用も回答しやすい工夫の一つであると思えますので、積極的に検討して頂きたいと強く要望しておきます。

【市民の声について】

(質問)

ここ数年の市民の声は、どのような形で市に届けられているのでしょうか。その内訳を教えてください。

<答弁>

広報広聴課に届けられる市民の声は、平成25年度では611件で、そのうち電子メールが340件と全体の5割程度を占めております。次いで投書168件、電話57件、郵送25件、面談等21件となっております。これは平成23年度・24年度においても同様の傾向で、市民の声全体の5割程度は電子メールで届けられておりますので、よろしくお願い致します。

【マチカネくんの活用について】

(質問)

昨年度のマチカネくんの活用実績について教えて下さい。

<答弁>

マチカネくんの活用実績のご質問に、着ぐるみの貸出件数と、デザインの使用承認件数の2つの点からお答えいたします。

まず、着ぐるみの貸し出しについてですが、平成25年度の貸出件数は、着ぐるみ2体で、合計161件でございます。小学校のPTAや保育所保護者会、公民分館や民間事業所など、様々な方々に使って頂き、市内外の様々な催しにマチカネくんが登場いたしました。

次に、マチカネくんのデザイン使用については、民間事業所や地域団体などに対し、合計27件承認致しました。具体的には、マチカネくんを主人公にしたスマートフォンの無料アプリ「とよなかワニック」や、マチカネくんをデザインした最中などに使われましたので、よろしくお願い致します。

(質問)

市として、マチカネくんの認知度や人気をあげていきたいという思いは持っておられるのでしょうか。

<答弁>

マチカネくんにつきましては、その認知度や人気を上げていくことも大切であると考えておりますが、マチカネくんを活用することによって、子どもたちをはじめ多様な人たちに、豊中に興味を持ってもらう、あるいは関心を持ってもらうきっかけとなることが重要であると考えております。

そのため、平成25年度には、マチカネくんのテーマソング「とよなか大好きマチカネくん」やマチカネくん体操を制作したところでございます。

市内の保育所や幼稚園にDVDを配布したり、ユーチューブで配信するなど、子どもたちが歌ったり、踊ったりできるようにし、日常のなかで親しんでもらえるよう取り組みを行ったところでございますので、よろしくお願い致します。

(質問)

8月に総務常任委員会で茨城県筑西市に視察で伺った際、市役所の最寄り駅に着くと、わざわざ、筑西市のマスコットキャラクター「ちっくん」がお出迎えをしてくれました。豊中市も毎年、かなりの数の視察を受け入れていると思いますが、そういった際に、マチカネくんがお出迎えやお見送りをして、自身のPRや豊中市のイメージアップにつなげたらと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ご質問にありますような手厚いおもてなしをすることは、その市に好印象を与えることとなり、興味深い事例であるかと思いますが、本市と致しましては、当面は、行政だけでなく市民や事業所のみなさんにもマチカネくんの着ぐるみを積極的に使って頂き、市内外の様々な催し事にマチカネくんを登場させることにより、認知度を高め、市のPRにつなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

マチカネくんの活用状況が良好で日程調整が難しいことや、職員さんの職務との兼ね合いもあり、なかなか容易には実施できないかも知れませんが、正直、もてなされた方は気分が良いですし、マチカネくんのPRだけでなく、市に対する印象も良くなると思います。さらに、おもてなしをした相手がフェイスブックやツイッター、ホームページなどでその様子を公開すると、情報の拡散にもつながると思います。課題はあるかと思いますが、是非とも、検討頂ければと思います。

また、マチカネくんのテーマソングやマチカネ体操を制作され、市内の保育所や幼稚園にDVDを配布されたり、ユーチューブで配信され、子どもたちが歌ったり、踊ったりできるようにしたとのことでしたが、せっかく作られたテーマソングや体操の認知度がまだまだ低いように思います。もっと、積極的に各施設で踊ったり、歌ったりして頂けるようにPRして頂きたいと思います。さらに、子どもたち日常のなかで親しんでもらえるような取り組みを行ってきたとご答弁がりましたが、そうであれば、ぜひ、子どもたちに人気のある歌や曲をマチカネくんも一緒に踊って頂ければ、子どもたちにより親しみを持ってもらえると思います。音楽のまちとよなかのキャラクターでもありますし、マチカネくんの性格に音楽を聴くと踊りだすとか、特技にダンスなどを加えて頂き、積極的に子どもたちと踊れるキャラクターを目指してもらえたらと願望も含めて提案しておきます。

【都市創造研究所について】

(質問)

昨年度の都市創造研究所に関する決算額と、関わった人員数とその費用について詳しく教えて下さい。

<答弁>

とよなか都市創造研究所にかかる歳出決算額は、所長及び主任研究員の人件費を除いて、1441万467円です。決算内訳として、調査研究事業で720万8727円、その内、都市政策研究事業で、617万9357円、主な執行は研究助手3人の賃金で、130万7875円、調査研究事業の委託料で396万4800円です。普及啓発事業では102万9370円の執行で、主な執行は機関誌関係の謝礼金や報告会の謝礼金で、32万4300円、機関誌、調査研究報告書関係の印刷製本費で、47万8537円、機関誌の編集制作業務の委託料で、15万2250円です。

次に、一般事務事業として、720万1740円です。

主な執行は、研究員2人と事務職員1人の報酬で673万6914円、機械器具借上料で、30万3156円となっておりますので、よろしくお願い致します。

(質問)

研究所で行われている都市政策研究事業について、関わっている人員数、人員の経歴等の詳細、それぞれの人件費、研究期間、研究内容について教えて下さい。また、研究員の研究終了後の進路について教えて下さい。

<答弁>

昨年度のとよなか都市創造研究所の人員体制は、所長、主任研究員各1人、非常勤の研究員2人、非常勤の事務職員1人、臨時職員として研究助手3人です。

所長と主任研究員は、人事異動で配属されています。研究員2人については、いずれも大学院を修了したものです。研究助手につきましても同様でございます。

人件費につきましては、先にお答えしました通り、研究員2人と事務職員1人で、673万6914円、研究助手3人で、130万7975円を執行しています。

研究内容につきましては、3つの調査研究を行い、一つ目は「少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究」で、これは期間3か年の2年目の研究です。二つ目は「道路整備の伴う居住者特性の変化の調査」で、これは2か年で取り組んだものです。三つ目が「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究」で、これは3か年で取り組んでおります。研究員の内一人は、平成26年4月に大学に就職しております。

(質問)

研究内容や研究期間等を考えると、例えば、豊中市と協定を結んでいる大阪大学などの研究室に依頼して、研究をしてもらった方が、豊中市の施策に関心をもつ大学生を増やす次世代育成にもなり、効果が大きいように感じますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市と包括連携協定を締結している大学は、大阪大学をはじめ、大阪音楽大学など6大学と平成25年度に締結した大阪成蹊大学および大阪成蹊短期大学でございます。

具体的な連携事業としては、平成19年度に共同研究という位置づけで、大阪大学と連携して「豊中市の都市空間における集会機能の再編についての研究」や大阪音楽大学におきましては、「市民ロビーゆうゆうコンサート」の実施を進めてまいりました。昨年度は、大阪成蹊大学との連携事業として、豊中市原動機付自転車のナンバープレートデザインの選定や豊中魅力を掘り起こすまち歩きに学生に協力頂いた実績があります。ご指摘にありますように、大学との連携事業の展開については、一定の成果も期待できることから、今後とも、調査・研究をはじめ、様々な事業を展開してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

研究内容や研究期間、研究されている人材等を考えると、豊中市にある大学や包括連携協定を結んでいる大学の公共政策系の学部や研究室に研究を委託した方が、より成果が挙げられるように感じます。官学連携も進みますし、人材育成にもつながります。さらに、その研究を通して、豊中市や市政に関心を持ち、豊中市で働きたいと思う学生や院生が出てくるかもしれません。現行のやり方では、研究者の都合によって研究期間が短くなったり、必ずしも専門分野や関心のある項目でないテーマの研究を研究者がしなければならなくなったりと、様々な課題があると思いますので、より費用対効果の高い形で、研究が実施される形を模索すべきではないかと意見しておきます。

(情報政策室)

【市民のインターネットの利用実態について】

(質問)

市民は今日的には、かなりの割合の方がインターネットを何らかの形で利用され、そこから情報を得ておられるかと推測します。そこで、豊中市民のどれだけの割合の方、インターネットを利用されているのか、さらに、利用割合はどのような傾向にあるのか、行政で、調査をされていると伺っておりますが、どのような状況にあるのか教えてください。

<答弁>

情報政策室におきまして、「豊中市のまちづくりと情報化について」市民アンケート調査を実施しております。

本調査において、「インターネットの利用ではどのような機器をお使いですか」との設問に対し、平成25年3月の調査では、78.3%の方がパソコンや携帯電話などの何らかの機器を用いてインターネットを利用していると回答されております。

平成22年3月の調査結果は74.1%であり、インターネット利用者の割合は増加傾向にあると思われますので、よろしくお願い致します。

(市民協働部)

【住民基本台帳カード事業について】

(質問)

住民基本台帳カード事業の事業内容と、決算額の内訳を教えてください。

<答弁>

住民基本台帳カード事業の事業内容は、住民基本台帳カードの作成、交付と公的個人認証サービスの電子証明書の発行です。

住民基本台帳カード事業の内訳は賃金912万3415円、旅費28270円、需用費1133万6272円(住基カード代金:500円/枚)、役務費28万9260円、使用料及び賃借料7万8696円です。

(質問)

市が住民基本台帳カードの利用を積極的に促進している目的を教えてください。

<答弁>

住民基本台帳カードを利用した証明書の自動交付を進めることで、市民の生活時間や活動場所の多様性に応じた証明書交付を実施し、あわせて窓口の混雑緩和をはかり、待ち時間の短縮や対面でのきめ細やかな対応を実現することを目的としております。

(質問)

実際に、ここ数年で住民基本台帳カードの利用は、どの程度、進んだのでしょうか。関連するデータを示して教えて下さい。

<答弁>

住民基本台帳カードの発行状況と年度末の有効枚数

平成23年度 9662枚 34224枚

平成24年度 9966枚 42610枚

平成25年度 17321枚 57022枚

住民基本台帳カードを利用した公的個人認証の登録件数

平成23年度 1360件

平成24年度 1117件

平成25年度 1304件

住民基本台帳カードを利用した自動交付機での証明発行件数

平成23年度 9333件

平成24年度 20368件

平成25年度 33030件

※平成25年12月末で千里と庄内の自動交付機廃止

住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付での証明発行件数

平成25年度 27348件

証明書の自動交付件数の、郵送請求を除く有料交付件数に占める割合は、

平成23年度 3.1%

平成24年度 6.7%

コンビニ交付サービスを開始した平成25年度は、15.3%で、うち、コンビニ交付サービスによるものは6.8%でした。

(質問)

住民基本台帳カードの利用が促進されたことで、職員の手間はどの程度、抑制されたのでしょうか。従事する時間や人員数など具体的な数値を用いて、お答え下さい。

<答弁>

平成26年1月～3月

窓口交付 93772件

コンビニ交付 13013件

自動交付機 7543件

合計 11万4328件

平成25年1月～3月

窓口交付 78931件

市民サービスコーナー	23347件
自動交付機	7816件
合計	11万94件

証明書の自動交付サービスの促進は、「特定事業の見直し」による「転出入戸籍関連総合窓口などの新たな窓口サービス体系」への転換を構成する一要素です。窓口での手続きのワンストップ化や、市民サービスコーナーの廃止などをあわせて実施した結果、窓口サービスにかかる人的コストを市民一人あたり2000円未満とするとした、事業コストのあるべき姿を実現しております。

(意見・要望)

市が住民基本台帳カードの利用を積極的に促進している目的を伺った中で、「住民基本台帳カードでコンビニ交付を利用してもらうことで、待ち時間の軽減や窓口の混雑緩和を図る」とのご答弁がありました。コンビニ交付を開始し、市民サービスコーナーを廃止した結果としては、コンビニ交付の利用者よりも窓口の利用者の増加数の方が多い状況にあり、窓口の混雑緩和や職員の手間、人員数の抑制には繋がっていないように思います。より一層のセルフ化を進めることで、費用対効果を高め、職員の手間の抑制、市民サービスの向上を実現して頂けるよう、より一層、貪欲かつ積極的に取り組んで頂くことを要望しておきます。

【各種証明手数料について】

(質問)

住民票証明、印鑑証明、税証明、戸籍証明の各種手数料について伺います。これらは全て、窓口とコンビニどちらでも取得が出来ますが、手続き件数も申請者の負担割合も大きな差が生じています。まずは、それぞれの手続き件数及び申請者の負担割合について教えて下さい。

<答弁>

平成25年度の有料交付件数、及び交付手数料の申請者数負担割合は、

住民票証明	窓口	11万9104件	119%
	コンビニ	1万3856件	41%
印鑑証明	窓口	10万9314件	123%
	コンビニ	1万1184件	41%
税証明	窓口	7万6697件	101%
	コンビニ	231件	41%
戸籍証明	窓口	6万6056件	141%
	コンビニ	1397件	72%でした。

(質問)

各種証明手数料は、窓口よりもコンビニの方が100円安く設定されています。その理由と、

手数料の安いコンビニの方が、利用件数が極めて少ない結果に関する市の要因分析と見解をお聞かせ下さい。さらに、なぜ、手数料も安く、利用できる時間も長く、取得できる場所も圧倒的に多いコンビニの利用が増えてこないのか、その要因について市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

自動交付手数料の減額は、市民の皆さまが自動交付サービスを利用する動機づけとして行っております。平成25年度当初は、コンビニエンスストア事業者も1社のみであり、4月のコンビニ交付件数は900件程度でしたが、ほかの事業者も順次参加し、大手4社がそろった1月以降はおおむね月4000件を維持しています。

コンビニ交付サービスの利用拡大には、市民の皆さまに、利用時間・場所など利便に優れたコンビニ交付サービスで各種証明書を取得することが基本、という意識が徐々に浸透し、住民基本台帳カードの取得手続きへの協力を得られるよう、一定の啓発期間が必要と考えております。

(質問)

窓口にかかる人件費や物件費等の総コストはコンビニに比べ、かなり高額になっていますが、一方で、窓口における申請者負担割合は100%を超えており、市の財政的負担は数値上ではないということになります。一方で、コンビニ分については、申請者負担割合が100%を大幅に下回っており、財政的負担が生じています。このことについて、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

窓口交付のコストは、1件ごとの作業時間にかかる人件費及び物件費の総額です。手続きに対する問い合わせを含む平均的な所要時間から算出しているもので、高額ではなく、適正と判断しています。

コンビニ交付サービスのコストは、固定の運用経費が占める割合が高いため、利用件数が増えるほど1件あたりの物件費が下がることとなります。そのため、市民の皆さまへの啓発が進むにつれ、市の追加的財源投入を縮小できると考えております。

(意見・要望)

コンビニの利用がそれほど大きくのびない要因やコンビニ交付サービス分の財政負担に対する明確な回答がありませんでした。そもそも、コンビニ交付サービスを実施した段階で、交付手数料収入で賄えるような制度設計が出来なかったのか、自動交付の割合を増やす目標値が最初からかなり低く設定されていたのではないかと思います。早急に財政負担の解消や窓口業務の簡略化を実現するために、様々な手立てを講じて、コンビニ交付サービスの普及に努めて頂きたいと強く要望しておきます。

(総務部)

【人事・給与制度の抜本的見直しについて】

(質問)

豊中市では、現状として、給与体系が年功序列体系になっており、早期に昇格した職員よりも、長年、勤務はしていてもほとんど昇格しない職員の方が、給与が高いといった給与の逆転現象が起こっているようです。そこで伺いますが、役職ごとの給与の上限額と下限額を教えてください。

<答弁>

課長級 (下限)36万2200円～(上限)46万5200円

課長補佐級 (下限)32万600円～(上限)43万3000円

係長級 (下限)26万1900円～(上限)40万100円

(質問)

役職が上位の職員が下位の職員よりも、勤続年数によって給与が低いということがあり得ること、また実際に生じていることについて、市としての見解をお聞かせ下さい。年齢や勤務年数に関係なく、役職や責任に応じた処遇になるような給料表の導入が不可欠ではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

給料だけをもって比較するのではなく、管理職には別途、役職に応じた管理職手当を支給しております。それらをあわせた場合、ごく一部で逆転現象があり得ますが、その部分だけをもって不適切な制度であるとは考えておりません。

公務員の給与は、地方公務員法に定められている「情勢適用の原則」「均衡の原則」等を考慮して決定されるものであり、それらは人事院勧告を基本として国家公務員の給与に準ずることにより実現されるものです。国家公務員の給与はその決定にあたり、「生計費」や「民間従事者の給与」が十分に考慮されているため、これに準じて給与を決定することが、法に定める「均衡の原則」に最も合致すると考えております。

(質問)

市では、一部を除き、求められる業務内容、責務、能力が全く異なる職種を同じ給料表で査定していますが、その理由を教えてください。また、行政職、技能職、専門職でそれぞれ独立した給料表を作成すべきではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

給料表については、行政職給料表、医療職給料表、消防職給料表があります。専門性が非常に高い職種(医療職、消防職)については別の給料表を適用していますが、それ以外の専門職については行政能力も求められ、人事管理上の観点からも行政職給料表を適用しております。国においては平成12年度から社会福祉職の給料表を適用しておりますが、療養所などで働く場合を想定しており、豊中市における保育士やケースワーカーとは業務

内容が異なっているため、当時、国が行政職の給料表を適用していたことから、市としては社会福祉職の給料表を導入せず、行政職のままとしているところです。

(質問)

頑張っ昇格した職員には責任だけが重くなり続け、仕事が集中するケースや、管理職に昇格すると、時間外手当がつかず、結果として昇格前よりも減給になるケースが生じることがあるように思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。また、管理職に昇格する前に、年間でおよそどれくらいの時間、時間外勤務をしていると管理職手当を上回るようになるのでしょうか。

<答弁>

管理職になる前と後では、業務の中身も働き方も変わってくるものです。管理職は業務における意思決定、マネジメントや労務管理、議会などの対外的な対応などを主な業務としており、事務的な作業で時間外勤務をするというようなものではありません。個人や職場によって業務内容や繁忙期、働き方などが異なり時間外単価も異なるため、昇格の前後で減給になるとは限りません。また、実績給である時間外勤務手当を含めた比較は適切でないと考えます。

(質問)

責任と処遇を一致させるため、管理職手当の増額をはじめ、役職間での管理職手当の差を拡大させるなどの改革が必要ではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

管理職手当の額についても国家公務員の制度を基本に対応しております。現在の額で、責任と処遇の一致が図られていると考えております。国を大きく上回るような額の設定は均衡の原則からも適切ではないと考えております。

(質問)

豊中市の退職手当の算出方法を教えてください。

<答弁>

退職時の給料月額に在職年数に応じた支給月数をかけて基本額を算出しています。退職直近5年間の役職分に応じて額を加算(0~300万円)しています。これらは国と同じ制度となっております。

(質問)

退職手当の算定には、退職時の給料月額と最後の数年だけの役職しか考慮されず、早期に昇格し、長期間重責を担ってきた職員と、退職間際に昇格した職員の退職手当にあまり差が生じないということがあるのではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

また、一定時期だけの役職や給料月額のみから退職手当の額を算出するのではなく、入庁から退職まで在職期間に果たした全ての職責に応じて退職手当を算出し、支給すべきではないかと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

役職加算についてはそれぞれの役職ごとに加算額が異なるため、早期に昇格した職員は退職までに再度昇格するもと想定され、その職責に見合った支給額になるものと考えております。また、同様に基本給についても早期に退職した職員の方が高くなるものです。国に準じた制度であり、均衡の原則に則っていると考えております。

(質問)

人事考課について、基本的には所属長だけの評価になっているかと思いますが、その結果、上司の主観に大きく左右されたり、周囲と所属長の評価に大きな差が生じることがあるのではないかと危惧します。そこで、同僚や部下、他課の職員など、様々な角度からの評価を実施し、客観性や納得性を高めるべきだと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

人事評価とは、上司が部下の仕事ぶりを評価し、優れているところ、努力を必要とするところを本人にフィードバックすることで人材育成を図るために行うものであり、管理職である所属長が、その職責上、当然になすべきものであると考えております。

評価自体は、上司が行うべきものではありませんが、所属部長が評価を行う際の参考として、また、職場運営の改善につなげることを目的として、課長級以上の職員に部下からの多面評価を取り入れています。

評価結果のバラつきを防ぐ方策として、部内各課の評価のバラつきを是正するため、部長を評価調整者に位置づけ必要な調整を行っているほか、人事評価を行う課長級職員に対する評価者研修を継続的に実施しています。

(質問)

現状では、曖昧な基準のもとで絶対評価で、概ね全ての職員がほぼほぼ同じ幅で昇給していますが、最終評定の結果を、相対的に評価し、毎年の給料(昇給の幅)や昇格・降格に反映させることが望ましいのではないかとと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

人事評価の評価基準は、それぞれの職階の職員として求められる行動を具体的に記しており、各評価要素の着眼点に掲げられた求められる行動の表れ方に着目して評価を行っております。人事評価の給与等への反映については、現行の人事評価制度の活用の中でも、すでに、管理職を対象として行っているほか、評価結果を次年度の人事異動における昇給に反映しています。現在、人事評価の給与反映を想定した人事評価を試行実施しながら、制度設計を進めています。今後、評価結果を給与、昇給等に適切に反映するにあたっては、相対的な評価の考え方も入ってきますが、評価自体は、その目的が職員間に差をつけるのではなく、人材を育成することであるため、あくまで絶対評価で行うものだと考えています。

(意見・要望)

今回の問題提起や改善策の提案は、隣の箕面市で来年度から導入を予定されている新たな人事・給与制度を参考にさせていただきました。私は以前から、現行の人事・給与制度では市職員のモチベーションの維持、向上が図られず、結果として、個々の職員や組織としての成長が図れないのではないかと感じてきました。問題を解決するためには、給与制度では年功序列体質、人事制度では客観性・公平性を欠く評価手法を抜本的に改革していく必要があるのではないかと思います。その考えとほぼ同じ考えのもと、箕面市では人事・給与制度の抜本的改革に着手されました。様々な法律的な縛りはあるように思いますが、変えること、改革すること、他と異なることを恐れず、より客観性、公平性に長けた人事、給与制度を確立し、より一層、職員のモチベーションの維持、向上が図れるように取り組んで頂きたいと要望しておきます。

【職員の民間企業への派遣について】

(質問)

豊中市では、職員研修として、職員の民間企業への派遣を行っておられませんが、民間企業への職員派遣を行っておられる自治体は少なからずあります。豊中市として、職員研修に職員の民間企業への派遣も積極的に導入していくべきではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

これまで職員研修として職員を他団体へ派遣するにあたっては、現行法制度の枠組みを踏まえ、国や大阪府への派遣を行ってきました。一部の自治体において職員を民間企業へ派遣しているとのことですが、現在、地方公務員を民間企業に長期で派遣することは、根拠となる法規定がないため、困難です。今後においても、他市での実施状況、課題等の情報を収集しながら、より効果的な研修の実施に努めていきたいと考えております。

(意見・要望)

根拠となる法規定がないため、困難とのことですが、実際に職員の民間企業への派遣を実施されている自治体もありますし、もう少し、積極的かつ貪欲に民間の実情を職員が把握、認識する機会や環境を作り出して頂きたいと強く要望しておきます。

【ラスパイレス指数について】

(質問)

広報とよなか10月号では、平成25年4月1日現在のラスパイレス指数が107.0と記載されていますが、推測される要因と、このことに対する市の見解を教えてください。

<答弁>

ラスパイレス指数は、その年の4月の国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準を数値化したものです。公表されたラスパイレス指数は、国が東日本大震災の

復興財源を確保するための対策として、平成24年度と25年度の2年間、国家公務員の給与を平均7.8%減額する特例措置を実施しており、その結果を反映したものとなっているため、その減額率がそのままラスパイレス指数に表れているものです。

(質問)

ラスパイレス指数が107.0となった要因は分かりましたが、それでは、国の特例措置を反映しなかった場合の豊中市のラスパイレス指数はどれくらいになるのでしょうか。

<答弁>

特例措置を反映させない場合の本市のラスパイレス指数は、98.8となっており、100を下回るものとなっています。よって、この数値をもって、本市の給与水準が国に比べて特別に高いということではないと考えております。

(意見・要望)

ラスパイレス指数を広報とよなか等で公表されることは良いことだと思いますが、数値だけを載せると、誤解や疑念を抱く市民の方も少なくないように思います。数値とともに、今ご答弁頂いたような内容を分かりやすい注釈という形で付記して頂きたいと要望しておきます。

【歴史的文化的文書の収集・保存・利用について】

(質問)

情報公開課では、歴史的文化的文書の収集、保存、利用を行っておられると伺っていますが、豊中市が所有する貴重な歴史的文化的資料や文書は、どのような形で保存され、市民に対しては、どのような形で公開されてきたのでしょうか。

<答弁>

歴史的文化的文書は、豊中市の歴史や文化を記した貴重な資料なので、散逸や誤廃棄がないように豊中市文書館で一元的に保存しています。保存にあたっては、温度・湿度の急激な変化や日光を避けるなどに配慮していますが、紙の劣化が進んでいるものもありますので、長期保存や将来の利用に向けて、マイクロフィルム化や電子データ化を進めており、今年度は予算を増額して、取組みを進めています。

一般公開は行っておりませんが、大学等から学術研究目的で依頼があった場合には、利用して頂いております。

(質問)

歴史的文化的文書の公開に関して、一般公開は行っておられないとのことですが、事前の説明では、現状では公開に関して明確な規定もないようです。どのような情報を、どのような形で公開していくのか、これまで議論や検討はされてこなかったのでしょうか。今後は明確な規定を設けて、出来る限り、一般公開についても進めて頂きたいと思いますが、これまでの検討状況と、今後の市の方向性についてお答え下さい。

<答弁>

昨年10月に歴史的文化的文書審議会から「歴史的文化的文書の保存及び利用のあり方について」答申を受けました。答申では、「歴史的文化的文書を利用することにより、第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがある場合その他合理的な理由がある場合を除き、利用に供するよう努めるべき」「歴史的文化的文書のうち行政文書であったものについては、情報公開条例による開示の対象となっていたことを踏まえ、同条例に準じて公開することが必要」との意見が示されました。現在は、歴史的文化的文書の利用についての制度がありませんが、答申の趣旨を踏まえて、判断基準及び利用手続き等の明確化に努めたいと考えており、規則を制定する方向で庁内で検討しております。

(意見・要望)

審議会の答申を踏まえて、判断基準及び利用手続きなどの明確化に努め、規則を制定する方向で検討されるとのことですので、ぜひ、早急に制定して頂き、可能な限り、情報公開を進めて頂くことを要望しておきます。

【職員の休日出勤等の代休取得状況について】

(質問)

ここ数年の職員の休日出勤の推移を教えてください。

<答弁>

休日出勤の統計的なものはありませんが、その都度所属において必要性等を判断し、適切に休日出勤を命じているものと考えております。

(質問)

休日出勤された職員には、時間外手当(休日手当)や代休など、どのような対応をしておられるのでしょうか。市の方針も含めて教えてください。

<答弁>

休日に半日もしくは1日出勤した場合には、原則振替対応としており、時間数が短く振替が出来ないものについては時間外勤務手当を支給しております。

(質問)

平成25年度に職員が休日出勤されたことに伴って発生した時間外手当の総額を教えてください。

<答弁>

休日出勤時の時間外手当については、平成25年度の一般会計決算では、約1億5200万円です。この内、消防や環境センターの祝日勤務など振替ができない場合が約9割を占め、それらを除いた場合の金額は約1800万円となっております。

(選挙管理委員会)

【選挙関連業務について】

(質問)

昨年執行された参議院議員選挙の投票事務及び開票事務に対して、豊中市としてはどのような人員配置をされたのでしょうか。また、それぞれの業務に従事する人の中で、市職員の割合について教えてください。

<答弁>

昨年7月21日執行の参議院銀通常選挙についてですが、投票事務について、投票所66か所の従事者は合計573人。そのうち市職員は197人で、占める割合は34%です。開票事務について、従事者は382人で、全て市職員です。

(質問)

それぞれの業務に、それだけの市の職員に従事させる必要があるのでしょうか、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

投票事務について、投票所1か所あたりの平均的な従事者は9人で、以前はほぼ全員が市職員でした。これを民間活力の導入を図り、現在は、総務係2人、名簿対照係1人の合計3人まで削減しています。

総務係の職員は、選挙当日に投票管理者とともに各投票所の責任者として現場対応を担うほか、投票所となる学校などの施設管理者との調整、投票管理者や民間従事者などとの連絡調整も行っています。また、名簿対照係の職員は、民間従事者への指導・助言を行うとともに、次期総務係候補として総務係の補助を担っており、3人は必要最低限の人数であると考えています。

開票事務について、各作業を開披分類点検、計数調整、疑問投票、得票計算などの係に分け、各係単位で作業が終われば終了とし、段階的に人数を減らしています。

開披分類点検係では、まず、投票箱から投票用紙を取り出して向きなどをそろえる作業を行っていますが、民間活力を導入している他市の多くはこの作業についてであり、本市ではこの作業を全ての係が応援して行い、終了後、それぞれの係に戻って作業を行っています。この作業だけを切り分けて、民間活力を導入するとすると、事前説明会への出席に係る経費が新たに発生するなど、費用対効果を考えた上で、導入していません。

(質問)

開票事務は、市の職員だけで担っているにもかかわらず、府内の他の自治体と比べて、開票結果が出るのが遅いなど、必ずしも市職員が担う効果が表れていないように思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

開票結果が他市に比べて遅いことについては、これまでも本会議等で指摘されているとこ

ろでございます。他市事例を参考にしながら、開票結果を市民の皆さんにいち早くお知らせするよう、公正かつ効率的な開票事務に取り組んでまいりたいと考えております。

(質問)

市の職員については、手当の支給ではなく、代休を付与することで経費の抑制が図れると思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。また、選挙手当の代休処理については、大阪市や同じ中核市では長崎市が実施されているようで、かなりの経費削減につながっているようですが、豊中市としても積極的に検討すべきと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

選挙の開票事務には毎回、数百人規模の職員が従事しており、昨年7月の参議院議員通常選挙投票日における従事職員数は、管理監督職を含め、延べ約600人に上っています。週休日の振替の制度は、原則として、勤務した週休日と同一週内の勤務日に振替え先となる週休日を設定する必要がありますが、仮に管理監督職を含むこれだけの規模の職員が一斉に同一週に振替を行った場合には、市全体の円滑な業務運営に少なからず影響が生じることが想定されることから、適切な手法ではないと考えております。

(意見・要望)

必ずしも人員数が多ければ、人件費がかさむわけではないこと、枚方市は開票従事者の人数が比較的多い一方で、職員の拘束時間を短くすることで人件費を抑制されていること、大阪市や長崎市のような豊中市と同等かそれ以上の規模の自治体でも選挙手当の代休処理を行っておられること、それによってかなりの経費削減を実現されていること、さらに、豊中市では、休日出勤に対しては、原則として、代休処理を推奨されていること等、今後も出来る限り、他市事例を調査研究して頂き、経費の削減、効率的、効果的な開票業務の実現に向けて取り組んで頂きたいと要望しておきます。

参考までに、今回、当委員会で視察に伺った東京都府中市では、開票作業でいかに工夫をこらしてスピードアップを図るかに重点を置いておられるということでした。例としては、職員の姿勢を考慮した作業台のかさ上げ、誰が見ても作業内容が理解可能な分類箱の作成、インカムを使用した内部伝達などなどの取組みをされていました。さらに、最も印象的だったのは、最終的に職員が1千票単位でまとめた投票用紙の束に対して立会人が確認・押印しており、これがスピード開票の大きな要因の一つであるとのことでした。このことについては、どの自治体でも出来る訳ではないとのことでしたが、職員と立会人との信頼関係、言い換えると選挙管理委員会に対する有権者等の信頼度によるものだと思いますので、選挙管理委員会の信頼度、威厳の向上についても鋭意努力、研究して頂ければと要望しておきます。

(人権文化部)

【市所蔵美術品について】

(質問)

現在、豊中市では、791点の美術品を管理していると伺っていますが、その管理方法と、それにかかる費用についてあらためて教えてください。

<答弁>

美術品の保存には、温度や湿度等、一定の条件が保たれた環境や、火災や震災、盗難などから守られることなど、適切な環境下で管理することが不可欠であるため、専門的な倉庫をお借りし、保管しております。

昨年度、倉庫借上げおよび保険料に要しました費用は、443万1008円でした。

(質問)

専門的な倉庫を借りているとのことですが、倉庫契約は平成元年の9月からと伺っています。これまで、美術品の保管に要した総額を教えてください。

<答弁>

平成元年9月から平成25年度まで約25年間に要しました美術品の倉庫借上げ及び保険料の費用は、約1億4400万円でした。

(質問)

市が所有している美術品のうち、購入点数が270点、寄贈等の点数が521点と伺っていますが、これまで、これらは一切、鑑定を行われていないことから、資産価値が全く分からない状況にあります。また、これらの品質チェックについては、展示の際に損傷や劣化の状況を確認しているようですが、これまでほとんど展示されたことのないものや長期間、展示されずに倉庫に眠らせ続けているものもあると思います。

何故、これまで、美術品の正確な資産価値の把握や品質のチェックをこななかったのでしょうか。

<答弁>

現在、売却などの予定もございませんので、相当な経費をかけて資産価値を現時点では、把握する予定はありませんが、今後、大学等の専門家に作品を見て頂くことを検討しているところであります。

また、長期保管しています作品の品質のチェックにつきましては、所蔵美術作品展の開催や庁舎等に展示します作品を掛けかえる場合など、作品の搬出入を行う機会を利用して、倉庫で確認を行っております。

(質問)

資産価値の分からないものや、品質の確認がとれていないものを、多額の税金をかけて、

専門的な倉庫で管理することの合理性について、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市が所蔵します作品は、過去においては、専門的な知識を有する職員が一定の判断を行い、所蔵してまいりました。現在においては、所蔵する際に専門家の意見を参考にすることとしております。所蔵作品を良質な状態で保持し、提供し、鑑賞して頂くためにも、専門的な倉庫で管理することは、必要なことであると考えております。

(質問)

美術品所蔵に至った経緯と目的について、過去の議事録によると、「昭和59年に文化振興懇談会の提言に基づき、(仮称)文化総合センター建設を視野におき収集した。美術館運営の根幹となるのは展覧会であり、開催するには多様な企画を実現するための作品群が必要となることから寄贈を受け、購入をしてきた。」とのことでした。

そこで、伺いますが、昭和59年の文化振興懇談会の提言に基づいた(仮称)文化総合センターと、(仮称)文化芸術センターのコンセプトや事業内容は全く同じものと言えるのでしょうか。(仮称)文化芸術センターでも、美術館運営を視野に入れ、かつ、展覧会をその根幹に位置付けておられるのでしょうか。

<答弁>

(仮称)文化総合センターと(仮称)文化芸術センターのコンセプトと事業内容でございますが、昭和59年の文化振興懇談会の提言に基づいた(仮称)文化総合センターは、美術館と博物館を中核とした造形芸術と歴史資料の各部門を実現するものであり、情報機能を備えるとともに、工房をはじめとして様々な学習機能を備えた施設を目指してまいりました。

一方、(仮称)文化芸術センターは、ホール、美術、博物の3機能の複合に基づく相乗的、効果的運用を図り、美術機能では、地域ゆかりの作家の美術活動に着目し、美術教育や生涯学習の場や発表の場としての役割を果たしつつ、未来に向けて優れた創作作品を系統だてて整理し、保管・展示・普及活動に努めることを目的として、事業を実施してまいります。

(質問)

来年度には(仮称)文化芸術センターが竣工予定ですが、竣工後の美術品の活用及び保管についての計画はどのようになっているのか教えて下さい。また、新たな美術品の購入計画はあるのでしょうか。

<答弁>

(仮称)文化芸術センターは平成28年秋の開設に向けて準備を進めており、所蔵美術品は、同センターの多目的展示室における企画展や回廊型ギャラリーでの展示などを検討しております。また同センター内に設置します収蔵庫に、現在の倉庫に保管しています美術品を移す予定にしております。

次に、新たな美術品の購入につきましては、現時点では購入予定はございませんが、今後(仮称)文化芸術センターで展開する事業を踏まえ、その必要性についても検討して参ります。

(質問)

市では、様々な基金を設けていますが、それぞれの基金の妥当な額というものは定められているのかが分かりません。例えば、美術品等購入基金はいくらぐらい必要と考えているのでしょうか。

<答弁>

美術品等購入基金につきましては、平成2年度から美術品の購入または美術品資料を購入することを目的に積み立てておりますが、目標額につきましては、設定しておりませんのでよろしくお願い致します。

(質問)

美術品等購入基金のうち寄付金額を教えてください。

<答弁>

平成25年度における当基金の寄付金額は3万円でございますのでよろしくお願い致します。基金総額の内、寄付金額は合計で3万500円です。

(質問)

美術品等購入基金は使用計画がたてられているのでしょうか

<答弁>

当基金の使用計画でございますが、現時点では美術品などの購入予定はございませんが、今後(仮称)文化芸術センターで展開する事業も踏まえ、適切な時期に美術品又は美術品資料の購入の必要性について関係部局と検討して参りますのでよろしくお願い致します。

(質問)

一方で、現在、管理している美術品のほとんどはその価値が定かではなく、今後も管理し続けるべきなのか否かの判断が難しいものが多数あると思います。美術品の管理場所を変える際に、全ての美術品について、今後も市で保管するもの、しないものを判別する計画はあるのでしょうか。

<答弁>

所蔵美術品の価値を把握するための鑑定はこれまで行っておりませんが、新しい収蔵庫に移すにあたり、専門家の意見を聞きながら収蔵庫に保管していくものと、しないものを検討して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

所蔵美術品につきましては、先ほどもお答えしましたが、専門家に見て頂くこととしておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

長期間、価値があるかないかも分からないものを多額の税金を使って保管してきたことは、

非常にもったいなくかったと思いますし、無策だったと思います。(仮称)文化芸術センターが開設されると、新たに設置される収蔵庫に、現在の倉庫に保管している美術品を移す予定とのご答弁でしたが、くれぐれも、移す前に個々の美術品の価値を判定し、保管するに値しないものまで、収蔵庫に移すことのないようにして頂きたいと強く要望しておきます。価値を判断するために多額の費用を要すると言うのであれば、使用計画が全くたてられておらず、塩漬け状態の美術品等購入基金の有効活用を検討して頂きたいと要望しておきます。

【豊中まつりについて】

(質問)

豊中まつりに関する昨年度の決算額とその内訳を教えてください。

<答弁>

昨年度の決算額は1541万2722円でした。その内訳は、一般職非常勤報酬が240万6132円、旅費が6590円、負担金が1300万円でした。

(質問)

豊中まつりに業務応援として参加された職員数と、ボランティアで参加された職員数について教えてください。

<答弁>

昨年度、豊中まつり2日間に業務応援として参加しました職員数は、延べ86名、ボランティアで参加しました職員数は、延べ57名でした。

(質問)

もともと、豊中まつりは市主催の催しだったものが、現在では実行委員会形式で行われています。その経緯について教えてください。

<答弁>

昭和26年5月に開催された豊中商工まつりを前身とします豊中まつりは、平成8年前は市主催でしたが、阪神・淡路大震災を契機に市民主体のまちづくりの機運が芽生え、市の呼びかけで発足しました。まつり見直しプロジェクトに豊中商工会議所や豊中青年会議所などの代表が加わり、「人と文化がふれあうまつり」をテーマに、市民参加による現在の実行委員会形式の運営が始まりました。

(質問)

業務応援という形で職員が参加している理由について教えてください。また、業務応援については、実行委員会からの依頼で行っておられるのか、市が主体的に行っているのか教えてください。

<答弁>

豊中まつりには、市民、事業者、市から構成されます実行委員会の一員として参加し、協働により運営を行っております。市は、主体的に安心・安全なまつりを実施するため、安全対策や駐輪対策などに、人権文化部をはじめ、他の部局に業務応援を依頼しております。

(質問)

豊中まつりのコンセプトと市が予算をつけている理由、目的を教えてください。また、豊中まつりにおける市と実行委員会の関係性について教えてください。

<答弁>

豊中まつりのコンセプトは、「市民がつくる市民のまつり」であります。安心、安全を基本に、豊中文化の発信やコミュニティの醸成づくりに資する豊中まつりを実施するために予算化を図っているものです。市と実行委員会につきましては、市民、事業者、市で構成されます実行委員会の一員として参加し、協働により運営を行っております。

(意見・要望)

市も実行委員会の一員として参加し、多額のお金と人を提供しているわけですし、市民や事業者の振る舞いに問題や課題がある場合は、実行委員会を通じて、毅然とした態度で問題提起を行うとともに、意識啓発に努めて頂きたいと要望しておきます。

【すてっぶのフリースペースについて】

(質問)

すてっぶのフリースペースの当初の設置目的と利用状況について教えてください。

<答弁>

とよなか男女共同参画推進センターすてっぶのフリースペースであるロビーは、市民の情報交換や交流、情報提供の場として、キッズスペースは、大人と子どもが交流できる場として設置しています。

現在、ロビーは、利用者の待機場所、登録団体の打合せ、市民の読書・学習・休憩などに利用されています。また、キッズスペースは、小さな子どもたちが自由に遊べる場所として利用され、保護者の交流の場にもなっております。

(質問)

フリースペースであるロビーの課題があれば教えてください。また、その課題解決に向けた取り組みを実施されていれば教えてください。

<答弁>

昨年度、実施したすてっぶ利用者アンケートでは、「自習の学生が多く席が空いていない」「自習ができること、食事ができることが良い」「子どもや学生の話し声が気になる」など、相反するご意見や要望を頂いております。この状況を踏まえ、多くの利用者にロビーを気持ち

よくお使い頂けるよう、利用時間の目安などロビー利用に関するお願いを掲示させて頂いているほか、職員が声掛けなども行い、利用者への相互理解と譲り合いをお願いしております。

また、とりわけ自習による長時間利用の緩和と高い自習ニーズに応えるため、情報ライブラリーを夜間に限って自習の場に提供しているほか、自習室事業「MY すてっぷ」を昨年度から開始しました。本事業は、就職活動や資格取得に向けた自習スペースとして、空室を提供するもので、空室の活用のみならず、若年層など新規利用者の拡大や施設の認知度を向上させる取組みとして考えており、利用者からも好評を頂いております。

今後とも、ロビーをはじめ施設に対する様々な市民ニーズを事業に反映させることで、利用者を増やし、男女共同参画への理解につなげていきたいと考えております。

(意見・要望)

すてっぷに限らず、市内にある市有施設内のフリースペースは、概ね市民の情報交換や交流、情報提供の場として設置され、施設利用者の待機場所、登録団体の打合せ、市民の読書・学習・休憩として利用されているようです。フリースペースということで、利用目的によって利用者の意見やニーズが異なり、市民の方からも相反する意見や要望を私も頂いております。それらを解決、解消するために、すてっぷで実施されている情報ライブラリーを夜間に限って自習の場として提供したり、空室を自習室として提供する自習室事業「MY すてっぷ」の取組みは答弁にもあったように、単に空き室を活用するだけでなく、若年層など新規利用者の拡大や施設の認知度の向上にも繋がるもので、非常に良い取り組みだと思います。どこの施設でも貸室の利用率が100%なんてことはない訳ですし、学生を中心に自習スペースに対するニーズは高いと思いますので、すてっぷで行われている取り組みや事業を参考に、すてっぷ以外の市有施設でも、時間帯や曜日を決めて、空き室があれば自習室として開放したり、図書館でも曜日や時間帯に応じて、自習の場として提供するなどを検討し、実施して頂くことを強く要望しておきます。

(財務部)

【市債について】

(質問)

ここ数年、市債残高は減少傾向にありますが、市として、市債残高が多い少ないを図る指標や今後の増減計画は持ち合わせているのでしょうか。平成25年度での一般会計の市債残高、960億8785万6千円及び市全体の市債残高、1632億4138万6千円については、どのような評価をされているのでしょうか。

<答弁>

市債残高の多い少ないにかかわる指標と致しましては、財政健全化法に基づく指標である実質公債費比率や将来負担比率をみるべきであると考えております。これらにおける早期健全化基準はそれぞれ25%、350%とされており、本市の比率は、実質公債費比率で8.6%、将来負担比率で23.9%でございますことから、早期健全化基準に至るといった状況にはないものと考えております。

また、本市ではこれまで財政運営の目標にプライマリーバランスの黒字を掲げており、この

目標を達成することでひいては市債残高の適正管理に繋がっていると考えておりますことから、ほかに市債残高の多寡を測る本市独自の指標は設定しておりません。

次に、市債残高の今後の増減計画というご質問に関しましては、今後の社会経済情勢や金利情勢等の動向が不透明、不確実でございますことから、長期的な市債残高に関する計画策定はなじまないものと考えております。

常にその時点での長期的な視点も踏まえて市債の発行とその償還のバランスを計りつつ、将来負担の抑制を図っていきたいと考えているところでございます。

市債残高につきましては、一般会計及び市全体とともに減少傾向にあり、平成25年度は一般会計で約24億円、市全体で約44億円と、前年度から減少しております。

これは、予算編成における経常収支比率95%以下の目標を達成しながらも将来負担の抑制に努めた結果であり、将来負担比率は、平成25年度には23.9%と、早期健全化基準の350%には至っておらず、その率は年々減少し、前年度と比べましても10.8ポイント減少しておりますことから、着実に市債残高の減少傾向に繋がっているものと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

市債残高が減少傾向にあることは良いことですし、市債残高の額がどれくらいであれば良いのかを図ることは困難であることも一定理解しました。一方で、市債残高の多い少ないにかかわる指標として、実質公債費比率や将来負担比率を見るべきとの考えがあるのであれば、それらの数値目標を市として掲げておいても良い気がします。早期健全化基準以下であれば、よいという消極的な姿勢ではなく、積極的に数値目標を掲げて、今後も、より一層の財政健全化に向けた取組みを実行して頂くことを要望しておきます。